

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

- 農地保有合理化事業規程の承認(一七六・農業政策課)
 - 農用地土壌汚染対策地域の指定の解除(一七七・農産園芸課)
 - 農用地土壌汚染対策地域の指定(一七八・農産園芸課)
 - 地積調査の成果の認証(一七九・農地計画課)
 - 土地収用法による事業の認定(一八〇・建設管理課)
 - 道路区域の変更(一八一～一八四・道路環境課)
 - 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可(一八五・由利建設事務所)
- 公 告
- 特定調達契約に係る落札者の決定(リハビリテーション・精神医療センター)
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)
 - 市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(山本総合農林事務所)
 - 土地改良事業工事の完了の届出(平鹿総合農林事務所)
 - 県営土地改良事業工事の完了(由利総合農林事務所)
 - 特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)
 - 教育委員会告示
 - 秋田県指定文化財の指定(三〇五・教育庁総務課)

告 示

秋田県告示第七十六号
 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業の実施に関する規程を承認したので、同条第五項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 農地保有合理化事業を行う者
秋田しんせい農業協同組合
- 二 農地保有合理化事業の種類
農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事業
- 三 農地保有合理化事業の実施に関する規程を承認した日
平成十四年三月十二日

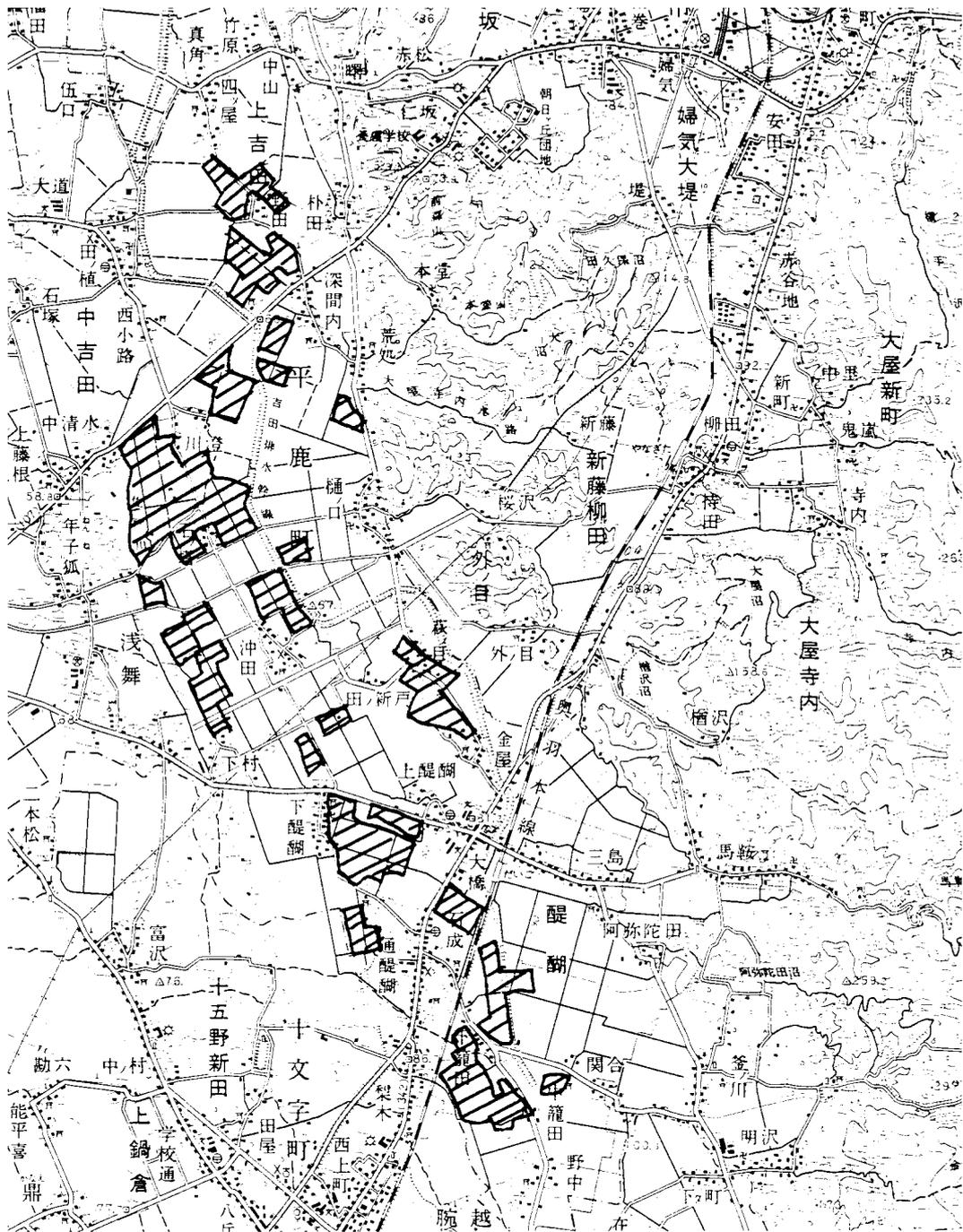
秋田県告示第七十七号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)第四条第一項の規定により、醍醐・吉田地域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定を次のとおり解除したので、同条第二項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 指定解除年月日 平成十四年三月十二日
- 二 解除地域 別図に斜線で示した地域
(詳細図面は、農政部農産園芸課及び平鹿郡平鹿町役場に備え置いて縦覧に供する。)



秋田県告示第七十八号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十九号）第三條第一項の規定により、農用地土壌汚染対策地域を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 指定年月日 平成十四年三月十二日

二 指定地域の区域 別図に斜線で示した地域

（指定地域の地番一覧表は、農政部農産園芸課及び仙北郡協和町役場に備え置いて縦覧に供する。）



秋田県告示第七十九号
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 調査を行った者の名称
 本荘市
- 二 成果の名称
 本荘市の地籍図及び地籍簿
 測量及び調査を行った地域
 本荘市大字館、柳生、山内及び鳥田目の各一部
- 三 実施年度及び認証面積
 平成十二年度及び平成十三年度
 三・一三平方キロメートル
- 四 認証年月日
 平成十四年三月十二日
- 二 調査を行った者の名称
 男鹿市
- 一 成果の名称
 男鹿市の地籍図及び地籍簿
 測量及び調査を行った地域
 男鹿市大字戸賀塩浜の一部
- 三 実施年度及び認証面積
 平成十二年度及び平成十三年度
 二・〇六平方キロメートル
- 五 認証年月日
 平成十四年三月十二日
- 三 調査を行った者の名称
 鹿角市
- 二 成果の名称
 鹿角市の地籍図及び地籍簿
 測量及び調査を行った地域
 鹿角市大字花輪の一部
- 三 実施年度及び認証面積
 平成十二年度及び平成十三年度

- 四・五四平方キロメートル
- 五 認証年月日
 平成十四年三月十二日
- 四 調査を行った者の名称
 田代町
- 二 成果の名称
 北秋田郡田代町の地籍図及び地籍簿
 測量及び調査を行った地域
 北秋田郡田代町大字早口の一部
- 三 実施年度及び認証面積
 平成十二年度及び平成十三年度
 三・五一平方キロメートル
- 四 認証年月日
 平成十四年三月十二日
- 五 調査を行った者の名称
 八森町
- 二 成果の名称
 山本郡八森町の地籍図及び地籍簿
 測量及び調査を行った地域
 山本郡八森町字八森、中家後、湯の尻、上館下、下館下、諸沢口、八森家後、古屋敷の各一部及び字寺の後、寺の後川向の全部
- 三 実施年度及び認証面積
 平成十二年度及び平成十三年度
 〇・四平方キロメートル
- 五 認証年月日
 平成十四年三月十二日
- 六 調査を行った者の名称
 河辺町
- 二 成果の名称
 河辺郡河辺町の地籍図及び地籍簿
 測量及び調査を行った地域
 河辺郡河辺町大字和田及び諸井の各一部
- 三 実施年度及び認証面積
 平成十二年度及び平成十三年度
 〇・九平方キロメートル

- (五) 認証年月日
平成十四年三月十二日
- (七) 調査を行った者の名称
矢島町
- (二) 成果の名称
由利郡矢島町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
- (三) 由利郡矢島町大字城内及び荒沢の各一部
実施年度及び認証面積
平成十二年度及び平成十三年度
四・〇五平方キロメートル
- (四) 認証年月日
平成十四年三月十二日
- (八) 調査を行った者の名称
東由利町
- (二) 成果の名称
由利郡東由利町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
- (三) 由利郡東由利町大字蔵の一部
実施年度及び認証面積
平成十二年度及び平成十三年度
三・五八平方キロメートル
- (四) 認証年月日
平成十四年三月十二日
- (九) 調査を行った者の名称
西仙北町
- (二) 成果の名称
仙北郡西仙北町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
- (三) 仙北郡西仙北町大字刈和野の一部
実施年度及び認証面積
平成十二年度及び平成十三年度
二・五七平方キロメートル
- (四) 認証年月日
平成十四年三月十二日

- (十一) 調査を行った者の名称
角館町
- (二) 成果の名称
仙北郡角館町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
- (三) 仙北郡角館町大字山谷川崎の一部
実施年度及び認証面積
平成十二年度及び平成十三年度
〇・八二平方キロメートル
- (四) 認証年月日
平成十四年三月十二日
- (十一) 調査を行った者の名称
太田町
- (二) 成果の名称
仙北郡太田町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
- (三) 仙北郡太田町大字横沢及び中里の各一部
実施年度及び認証面積
平成十二年度及び平成十三年度
〇・八七平方キロメートル
- (四) 認証年月日
平成十四年三月十二日
- (十二) 調査を行った者の名称
千畑町
- (二) 成果の名称
仙北郡千畑町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
- (三) 仙北郡千畑町大字本堂城回及び浪花の各一部
実施年度及び認証面積
平成十二年度及び平成十三年度
一・八一平方キロメートル
- (四) 認証年月日
平成十四年三月十二日
- (十三) 調査を行った者の名称
仙南村

道路の種類		旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
旧	大曲大森羽後線			A	平鹿郡雄物川町大沢字根羽子沢四五番六から字若宮八六番まで	四・五〇〇～四二・五〇〇	〇・六七三
B				B	"	一一・二〇〇～四六・五〇〇	〇・二五三

<p>一 道路の区域</p> <p>(一) 成果の名称 仙北郡仙南村の地籍図及び地籍簿 測量及び調査を行った地域 仙北郡仙南村大字金沢の一部</p> <p>(二) 成果の名称 仙北郡仙南村大字金沢の一部 実施年度及び認証面積 平成十二年度及び平成十三年度 〇・五七平方キロメートル</p> <p>(三) 認証年月日 平成十四年三月十二日</p> <p>(四) 調査を行った者の名称 平鹿町</p> <p>(五) 成果の名称 平鹿郡平鹿町の地籍図及び地籍簿 測量及び調査を行った地域 平鹿郡平鹿町大字醍醐の一部 実施年度及び認証面積 平成十二年度及び平成十三年度 二・三八平方キロメートル</p> <p>(六) 認証年月日 平成十四年三月十二日</p> <p>(七) 調査を行った者の名称 皆瀬村</p> <p>(八) 成果の名称 雄勝郡皆瀬村の地籍図及び地籍簿 測量及び調査を行った地域 雄勝郡皆瀬村大字川向の一部</p>	<p>(一) 実施年度及び認証面積 平成十二年度及び平成十三年度 〇・四一平方キロメートル</p> <p>(二) 認証年月日 平成十四年三月十二日</p> <p>(三) 秋田県告示第百八十号 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定を行ったので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。 平成十四年三月十九日</p> <p>(四) 秋田県告示第百八十一号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成十四年三月十九日</p> <p>(五) 秋田県告示第百八十一号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成十四年三月十九日</p>
---	---

<p>一 起業者の名称 山内村</p> <p>二 事業の種類 山内村特産品開発研究所設立事業</p> <p>三 起業地 山内村特産品開発研究所設立事業</p> <p>(一) 収用の部分 平鹿郡山内村大松川字上台地内</p> <p>(二) 使用の部分 なし</p> <p>四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 山内村役場</p>	<p>秋田県知事 寺田典城</p>
---	-------------------

県道	新		旧	
	A	B	A	B
大曲大森羽後線	平鹿郡雄物川町大沢字清水出三六番一地从先から字若宮二六番地先まで	平鹿郡雄物川町大沢字根羽子沢四五番六から字若宮八六番まで	平鹿郡雄物川町大沢字清水出三六番一地从先から字若宮二六番地先まで	平鹿郡雄物川町大沢字根羽子沢四五番六から字若宮八六番まで
	四・五〇〇三〇・四〇〇	〇・四三二	四・五〇〇三〇・四〇〇	〇・四三二
大曲大森羽後線	平鹿郡雄物川町大沢字羽子沢四五番六から字若宮八六番まで	平鹿郡雄物川町大沢字根羽子沢四五番六から字若宮八六番まで	平鹿郡雄物川町大沢字清水出三六番一地从先から字若宮二六番地先まで	平鹿郡雄物川町大沢字根羽子沢四五番六から字若宮八六番まで
	〇・二五三	〇・二五三	〇・二五三	〇・二五三
大曲大森羽後線	平鹿郡雄物川町大沢字羽子沢四五番六から字若宮八六番まで	平鹿郡雄物川町大沢字根羽子沢四五番六から字若宮八六番まで	平鹿郡雄物川町大沢字清水出三六番一地从先から字若宮二六番地先まで	平鹿郡雄物川町大沢字根羽子沢四五番六から字若宮八六番まで
	〇・二五三	〇・二五三	〇・二五三	〇・二五三

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年三月十九日から同年四月一日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年三月十九日

秋田県告示第百八十二号

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
秋田御所野雄和線	〇・〇九五	〇・〇九五	秋田御所野雄和線	"	河辺郡雄和町平尾鳥字外ノ沢二番二から三五番二まで	三八・二〇〇八五・〇〇	〇・〇九五
	〇・〇九五	〇・〇九五					

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年三月十九日から同年四月一日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年三月十九日

秋田県告示第百八十三号

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県道	新	前郷停車場線	由利郡由利町前郷字上川原一一番一から森子字明法下九六番一地先まで	由利郡由利町前郷字上川原一一番一から森子字明法下九六番一	七・〇〇〇	〇・二六五
					七・〇〇〇	
					七・〇〇〇	
県道	新	前郷停車場線	由利郡由利町前郷字上川原一一番一から森子字明法下八四番一先まで	由利郡由利町前郷字上川原一一番一から一四四番一地先まで	一三・〇〇〇	〇・二五〇
					一三・〇〇〇	
					一三・〇〇〇	
県道	新	前郷停車場線	由利郡由利町前郷字上川原一一番一から一四四番一先まで	由利郡由利町前郷字上川原一一番一から一四四番一先まで	一七・〇〇〇	〇・二五五
					一七・〇〇〇	
					一七・〇〇〇	

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十四年三月十九日から同年四月一日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百八十四号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道	新	百八号	由利郡由利町森子字下川原一三三番一から字明法下川原六番一まで	由利郡由利町森子字八乙女下四〇二番一から字明法下川原六番一まで	一一・〇〇〇	〇・六六〇
					一一・〇〇〇	
一般国道	旧	百八号	由利郡由利町森子字下川原一三三番一から字明法下川原六番一まで	由利郡由利町森子字八乙女下四〇二番一から字明法下川原六番一まで	一一・〇〇〇	〇・六六〇
					一一・〇〇〇	

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十四年三月十九日から同年四月一日まで

とおり埋立てに関する工事のしゅん功認可をしたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十四年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百八十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、次の

一 埋立工事しゅん功認可の日 平成十四年三月十一日
 二 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名

公 告

- (一) 名称 西目町
- (二) 住所 由利郡西目町沼田字弁天前四十番地六十一
- (三) 代表者の氏名 西目町長 三 浦 孝 郎
- 三 埋立免許を受けた場所及び面積
- (一) 場所 由利郡西目町西目字釜ヶ沢九十九番
- (二) 面積 三千九百五十二・九五平方メートル
- (三) 埋立地の用途 中沢地区ふるさと農道用地と隣接歩道及び緑地
- 四 埋立免許の日及び番号 平成十三年八月二十四日 指令由建 千九百三十三
- 五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村名 西目町

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定により、公示する。

平成十四年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 落札に係る役務の内容及び数量
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター清掃業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地
- 三 落札者を決定した日
平成十四年三月七日
- 四 落札者の名称及び住所
株式会社東北ダイケン秋田支店
秋田市中通二丁目二番三十二号
- 五 落札金額
七千百十九万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
平成十四年一月二十二日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非

営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
平成十四年三月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
横手ひらかNPOセンター
- 三 代表者の氏名
千 田 謙 蔵
- 四 主たる事務所の所在地
横手市田中町四番三十一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、横手平鹿の市町村民に対して、ボランティア活動をはじめとする市町村民の自由な社会貢献活動の発展を促進する事業を行い、もって公益に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、琴丘町からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業(鹿渡地区農村振興総合整備統合補助事業(農村基盤整備型))計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年三月二十日から同年四月十六日まで
- 三 縦覧場所 琴丘町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第一項の規定により横手市中央土地改良区から土地改良事業(境田地区基盤整備促進事業(かんがい排水))に係る工事が平成十四年二月二十八日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
平成十四年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 県営土地改良事業（白雪川地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）
完了年月日 平成十三年十二月六日
(二) 県営土地改良事業（八沢木地区一般農道整備事業）
完了年月日 平成十三年十二月二十七日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定により、公示する。

平成十四年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 五十三台
(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
(三) 落札者を決定した日
平成十四年二月二十七日
(四) 落札者の名称及び住所
株式会社北都情報システムズ
秋田市山王三丁目四番二十三号
(五) 落札金額
千四百六十九万五千八百円
(六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
(七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十四年一月二十九日
(一) 落札に係る物品の名称及び数量
電子計算組織 一式
(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
(三) 落札者を決定した日
平成十四年二月二十七日

(四) 落札者の名称及び住所

秋田リコー株式会社

秋田市卸町四丁目九番一号

落札金額

千四百二十二万二千五百円

(六) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日

平成十四年一月二十九日

(一) 落札に係る物品の名称及び数量

電子計算組織 一式

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日

平成十四年二月二十七日

(四) 落札者の名称及び住所

株式会社工藤米治商店

大館市常磐木町八番九号

(五) 落札金額

千二百八十一万円

(六) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日

平成十四年一月二十九日

(一) 落札に係る物品の名称及び数量

電子計算組織 一式

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日

平成十四年二月二十七日

(四) 落札者の名称及び住所

秋田リコー株式会社

秋田市卸町四丁目九番一号

(五) 落札金額

千六百二十七万五千円

- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十四年一月二十九日
- (五) 落札に係る物品の名称及び数量
電子計算組織 五式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十四年二月二十七日
- (三) 落札者の名称及び住所
株式会社アイネットス
- (四) 秋田市広面字鍋沼三十七番
落札金額
千八百四十万六千五百円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十四年一月二十九日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
広報紙「県政だより『あきた新時代』」 四百九十五万六千部(予定数量)
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十四年三月一日
- (三) 落札者の名称及び住所
株式会社秋田ソノベ
- (四) 秋田市土崎港西三丁目八番二十三号
落札金額
一部あたり五・二三九五円
- (五) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (六) 一般競争入札の公告を行った日
平成十四年一月十五日
- (七) 落札に係る物品の名称及び数量

- (二) 秋田県警察総合情報システム用パーソナルコンピュータ 一式
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十四年三月六日
- (四) 落札者の名称及び住所
東光コンピュータ・サービス株式会社
大館市御成町四丁目八番七十四号
落札金額
二千九十一万六千六百三十円
- (五) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (六) 一般競争入札の公告を行った日
平成十四年二月五日

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第三号
秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)第四条第一項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財(建造物)に指定する。
平成十四年三月十九日

秋田県教育委員会委員長 米田愛治

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
旧松本家住宅主屋	一 棟	仙北郡角館町小人町四番地	松本レツ外

秋田県教育委員会告示第四号

秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)第四条第一項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財(絵画)に指定する。
平成十四年三月十九日

秋田県教育委員会委員長 米田愛治

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
-----	-----	-------	-------

釈迦三尊像図	一幅	秋田市旭北栄町七番四十二号	宗教法人当福寺
--------	----	---------------	---------

秋田県教育委員会告示第五号

秋田県文化財保護条例（昭和五十年秋田県条例第四十一号）第四条第一項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（考古資料）に指定する。

平成十四年三月十九日

秋田県教育委員会委員長 米田 愛治

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
田久保下遺跡土坑墓出土品 土器 十七点 鉄製品 十二点 剥片 三十九点	六十八点	仙北郡仙北町払田字牛嶋 二十番地	秋田県

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄